

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3078号から第3081号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第3078号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3079号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3080号及び第3081号では、横浜市長が行った非開示決定及び一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「面談記録（特定月日分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3078号】
- (2) 「神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録（特定年月日）」、「面談記録（特定月日分）」、「議員対応記録」及び「平成30年9月13日付個人情報本人開示請求書の全部開示、一部開示及び全部非開示の決定について（教南指第374号）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3079号】
- (3) 「令和3年9月29日付け「照会書」に対する回答の要否や回答の内容を判断した行政文書（起案者、決裁者及び理由を含む。）」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3080号】
- (4) 「照会書への回答について（令和3年度こ北児第1067号）の起案用紙」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3081号】

2 諮問までの経過等

| 答申番号 | 開示請求日 | 決定通知日 | 審査請求日 | 諮問日 | 請求者 | 実施機関 |
|------|-----------|----------|-----------|------------|-----|-------|
| 3078 | 令和元年5月29日 | 令和元年8月2日 | 令和元年11月1日 | 令和元年11月29日 | 個人 | 教育委員会 |
| 3079 | 令和元年5月29日 | 令和元年8月2日 | 令和元年11月1日 | 令和元年11月29日 | 個人 | 教育委員会 |

| 答申番号 | 開示請求日 | 決定通知日 | 審査請求日 | 諮問日 | 請求者 | 実施機関 |
|------|------------|------------|------------|------------|-----|------|
| 3080 | 令和3年10月13日 | 令和3年10月26日 | 令和3年10月29日 | 令和3年11月29日 | 個人 | 市長 |
| 3081 | 令和3年10月13日 | 令和3年10月26日 | 令和3年11月10日 | 令和3年12月10日 | 個人 | 市長 |

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

| 答申番号 | 対象保有個人情報（対象行政文書） | 原処分の決定内容・主な理由（概要） | 審査会の結論 |
|------|---|--|------------------|
| 3078 | 「面談記録（特定月日分）」（以下「本件保有個人情報」という。） | <p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号に該当</p> <p>・本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> | 原処分妥当 |
| 3079 | 答申別表1に示す個人情報1から個人情報4まで（以下「本件保有個人情報」という。） | <p>個人情報一部開示</p> <p>答申「3 実施機関の一部開示理由説明要旨」(1)及び(2)の記載のとおり</p> | 答申別表2に示す部分を開示すべき |
| 3080 | 「令和3年9月29日付け「照会書」に対する回答の要否や回答の内容を判断した行政文書（起案者、決裁者及び理由を含む。）」（以下「本件審査請求文書」という。） | <p>非開示</p> <p>不存在</p> <p>（令和3年9月29日付け「照会書」に対する回答はしておらず、また、回答しない判断は口頭での協議によることから、当該開示請求に係る行政文書は保有していないため。）</p> | 原処分妥当 |
| 3081 | 「照会書への回答について（令和3年度こ北児第1067号）の起案用紙」（以下「本件審査請求文書」という。） | <p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> | 原処分妥当 |

4 審査会の判断の要旨

| 諮問 番号 | 判断の要旨 |
|----------|--|
| 3078 | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《いじめに係る対応の事務について》</p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、横浜市いじめ防止基本方針を平成25年12月に策定している。</p> <p>横浜市立学校においては、いじめ防止対策をはじめ、いじめを受けていると思われる場合やいじめの訴えがあった場合には、この方針に基づき対応している。</p> <p>また、いじめによる重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組みを行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、特定のいじめ事案に関し、実施機関が法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態に係る調査等を行った際の教諭と関係児童の保護者との面談記録であって、面談日時、面談した関係児童の保護者の氏名のほか、「話し合いをもった意図」、「話し合った内容」及び「話し合った成果」に項目立てをして、それぞれの内容が記録されている。</p> <p>イ 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、旧条例第22条第3号及び第7号の該当性について、以下検討する。</p> <p>《旧条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>面談した関係児童の保護者の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため、本号本文に該当する。</p> <p>本件保有個人情報のうち、話し合った内容には、面談した関係児童の保護者の発言内容が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人の考え方や感情など内心の情報であって、特定の個人を識別できないとしても、これを開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。</p> <p>次に、話し合った成果には、関係児童の保護者について教諭が考えていた対応方法や面談後の感想が記載されている。これらの情報は、教諭の考えに係る情報であるが、同時に関係児童の保護者の個人情報でもあることが認められ、これを開示することにより、当該保護者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。</p> <p>また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>実施機関は、話し合った成果について本号該当性を主張するが、上記《旧条例第22条第3号の該当性について》のとおり同条第3号に該当するため、本号該当性を検討するまでもない。</p> |
| 3079 | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《いじめに係る対応の事務について》</p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、横浜市いじめ防止基本方針を平成25年12月に策定している。</p> <p>横浜市立学校においては、いじめ防止対策をはじめ、いじめを受けていると思われる場合やいじめの訴えがあった場合には、この方針に基づき対応している。</p> <p>また、いじめによる重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、事</p> |

| <p>諮問 番号</p> | <p>判断の要旨</p> |
|------------------|---|
| <p>3079</p> | <p>実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、特定のいじめ事案（以下「本件事案」という。）に関し、実施機関が法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態に係る調査等を行った際の記録及び本件事案に関して市会議員からの問合せに応じた際の記録である。</p> <p>(ア) 個人情報1は、審査請求人及びその子から相談を受けた神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター（以下「センター」という。）と教育委員会事務局南部学校教育事務所（以下「南部事務所」という。）との打合せの記録であって、開催日時、参加者のほか、「神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター」、「当該児童に対する見立て」、「当該児童母に対する見立て」及び「関係生徒の児相通告に関して」に項目立てをして、参加者の発言など打合せ内容が記録されている。</p> <p>(イ) 個人情報2は、教諭と関係児童の保護者との面談記録であって、面談日時、面談した関係児童の保護者の氏名のほか、「話し合いをもった意図」、「話し合った内容」及び「話し合った成果」に項目立てをして、それぞれの内容が記録されている。</p> <p>(ウ) 個人情報3は、市議員が審査請求人から相談を受け、南部事務所に問い合わせた内容をまとめた議員対応報告書及び対応記録メモである。議員対応報告書には、対応日時、会派名、議会種別、議員名、選出選挙区、対応者の所属・氏名、テーマ、接触形態及び対応の内容が記載されており、対応記録メモには、相談者名、議員名、議員が相談者から受け取ったメールの概要、議員の発言内容及び南部事務所の対応について記載されている。</p> <p>(エ) 個人情報4は、個人情報本人開示請求書の全部開示、一部開示及び非開示の決定に関する決裁文書であり、個人情報1から個人情報3までのほか関係児童の保護者からの手紙等の保有個人情報が記載されている。</p> <p>イ 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、旧条例第22条第3号及び第7号の該当性について、以下検討する。</p> <p>《旧条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 個人情報1及び個人情報4のうち非常勤嘱託員の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。 また、非常勤嘱託員の氏名は、横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しないし、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>イ 個人情報2及び個人情報4のうち面談した関係児童の保護者の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため、本号本文に該当する。 個人情報2及び個人情報4のうち話し合った内容には、面談した関係児童の保護者の発言内容が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人の考え方や感情など内心の情報であって、特定の個人を識別できないとしても、これを開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。 次に、話し合った成果には、関係児童の保護者について教諭が考えていた対応方法や面談後の感想が記載されている。これらの情報は、教諭の考えに係る情報であるが、同時に関係児童の保護者の個人情報でもあると認められ、これを開示することにより、当該保護者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。 また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 個人情報4のうち関係児童の保護者からの手紙は、関係児童の様子など子どもから聞いた内容について保護者が書いた手紙であり、関係児童及びその保護者の本件事案に関する気持ちが率直に記されている。このことから、当該情報は、その全体が、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当する。 また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> |

| <p>諮問 番号</p> | <p>判断の要旨</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|------|---------------|-------|-------------------------------|-------|-------------|-------|--------|-------|--|------|---------|--------------|--|------------------------------|
| <p>3079</p> | <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 個人情報1及び個人情報4のうち打合せ内容の記録には、センター又は実施機関が審査請求人及びその子から聞き取った内容と聞き取り時の状況、それに基づく両者に対する見立て及び対応の方向性が具体的に記載されており、その内容が審査請求人及びその子の認識と異なっていた場合、これを開示すると、センター又は実施機関と審査請求人との信頼関係に支障が生じ、さらにはセンターと実施機関との信頼関係にも支障を及ぼし、その結果、センター及び実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>しかし、このうち別表2に示す部分については、審査請求人とその子がセンターにおいて面談した回数及び頻度や文書の項目名であり、これらの情報は、開示することにより、センター及び実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。</p> <p>イ 個人情報2及び個人情報4のうち話し合った成果は、上記《旧条例第22条第3号の該当性について》のとおり旧条例第22条第3号に該当することから、本号該当性を検討するまでもない。</p> <p>ウ 個人情報3及び個人情報4のうち議員の所見及び対応内容には、相談を受けた議員の相談者に対する所見及び実施機関の今後の対応が記録されている。これらの情報は、他には知らせないことを前提に話され、また記録された情報であると考えられ、これを開示すると、実施機関の今後の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>別表1 本件保有個人情報</p> <table border="1" data-bbox="295 1016 1453 1254"> <thead> <tr> <th>個人情報</th> <th>審査請求に係る保有個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報1</td> <td>神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録（特定年月日）</td> </tr> <tr> <td>個人情報2</td> <td>面談記録（特定月日分）</td> </tr> <tr> <td>個人情報3</td> <td>議員対応記録</td> </tr> <tr> <td>個人情報4</td> <td>平成30年9月13日付個人情報本人開示請求書の全部開示、一部開示及び全部非開示の決定について（教南指第374号）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="295 1335 1453 1529"> <thead> <tr> <th>個人情報</th> <th>開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人情報1及び個人情報4</td> <td>神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センターの項目内非開示部分1行目の全て</td> </tr> <tr> <td>当該児童母に対する見立ての項目内非開示部分18行目の全て</td> </tr> </tbody> </table> | 個人情報 | 審査請求に係る保有個人情報 | 個人情報1 | 神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録（特定年月日） | 個人情報2 | 面談記録（特定月日分） | 個人情報3 | 議員対応記録 | 個人情報4 | 平成30年9月13日付個人情報本人開示請求書の全部開示、一部開示及び全部非開示の決定について（教南指第374号） | 個人情報 | 開示すべき部分 | 個人情報1及び個人情報4 | 神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センターの項目内非開示部分1行目の全て | 当該児童母に対する見立ての項目内非開示部分18行目の全て |
| 個人情報 | 審査請求に係る保有個人情報 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人情報1 | 神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録（特定年月日） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人情報2 | 面談記録（特定月日分） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人情報3 | 議員対応記録 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人情報4 | 平成30年9月13日付個人情報本人開示請求書の全部開示、一部開示及び全部非開示の決定について（教南指第374号） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人情報 | 開示すべき部分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人情報1及び個人情報4 | 神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センターの項目内非開示部分1行目の全て | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 当該児童母に対する見立ての項目内非開示部分18行目の全て | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3080</p> | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所に係る事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、しつけや不登校等の児童育成上の様々な問題について相談に応じている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和3年9月29日付「照会書」（以下「本件照会書」という。）に対する回答の要否や回答の内容を判断した行政文書（起案者、決裁者及び理由を含む。）で</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>諮問 番号</p> | <p>判断の要旨</p> |
|------------------|--|
| <p>3080</p> | <p>ある。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件照会書については、関係部署との協議を行い、内容が民事訴訟法第132条の2第1項に規定する「訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項」に該当しないと判断し、回答を行わなかった。当該協議は口頭によるものであったため、文書は作成しておらず、保有していない。</p> <p>(イ) 審査請求人は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）第3条及び別表第1並びに横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条によると、行政文書は作成されるはずであると主張しているが、回答していない本件については、行政文書を作成していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>本件照会書への回答の要否を関係部署と口頭で協議し、不要と判断したため行政文書を作成していないという実施機関の説明は不自然とはいえないし、そのほかに本件審査請求文書の存在を推認させる特段の事情も認められない。</p> <p>また、横浜市事務決裁規程及び横浜市行政文書管理規則を確認したところ、同規程第3条では決裁事項及び専決事項について定め、同規則第6条では事案についての最終的な意思決定は行政文書によって行うことを定めているが、これら規定も、本件のように回答を要しないと判断し回答しない場合にまで行政文書による決裁を要することを定めているものではない。したがって、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないという実施機関の説明は、不自然、不合理とは認められない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |
| <p>3081</p> | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所の事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、しつけや、不登校等の児童育成上の様々な問題について相談に応じている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>実施機関に審査請求人から送られた令和3年8月30日付「提訴予告通知書兼照会書」（以下「照会書1」という。）、令和3年9月4日付「照会書」（以下「照会書2」という。）及び令和3年9月8日付「照会書」（以下「照会書3」という。）についての、返答の要否や返答の内容、返答文を送付するための意思決定の起案文書であり、こども青少年局長が専決権者となっている。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>ア 審査請求人は、本件審査請求文書の非開示部分の開示を求めておらず、対象行政文書の特定の不備を理由として処分の取消しを求めているため、当審査会では文書特定の妥当性について、以下検討する。</p> <p>イ 本件審査請求文書の特定について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件審査請求文書以外の行政文書の不存在について</p> <p>本件審査請求文書の作成に当たり、関係部署と協議は実施したが、口頭での協議であり、文書は作成していない。</p> |

| 諮問 番号 | 判断の要旨 |
|----------|---|
| 3081 | <p>本件審査請求文書は、照会書1から照会書3までに、まとめて返答する際に作成した 決裁文書である。事案によっては、別途文書を作成し局長等に説明する場合もあろうが、 本件はそのような事案ではなかったため、文書は作成も保有もしていない。</p> <p>(イ) その他審査請求人の主張について</p> <p>審査請求人は、本件審査請求文書の起案日が、審査請求人が求めている返答期限を過 ぎた9月21日であることを問題視するが、審査請求人からの照会が相次いだためまとめ て回答することとしたものであり、返答期限を過ぎたことが違法ということはない。</p> <p>また、本件審査請求文書の決裁日から返答までの日数についても問題視するが、他の 業務との兼ね合いから返答文の発送が決裁日の3開庁日後になったものであり、この点 についても特段の問題はない。</p> <p>ウ 上記イ(ア)及び(イ)の実施機関の説明に不自然な点は認められず、また、本件審査請求文 書のほかに、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認 められない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれ
 かが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除
 く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以
 外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求
 者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号
 が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示す
 ることにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただ
 し、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが
 予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められ
 る情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国
 家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行
 法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25
 年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をい
 う。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情
 報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第6号まで省略)

- (7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
(アからオまで省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（経過措置）

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

（開示請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む）

以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

| | | |
|-----------|-------|------------------|
| お問合せ先 | | |
| 市民局市民情報課長 | 平賀 匡生 | Tel 045-671-3881 |